

バイオマス活用推進基本法の制定の動きを踏まえた今後の対応について

平成21年5月21日

農 林 水 産 省

1. バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

(1) バイオマスの活用の推進により、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農林漁業、農山漁村の活性化等を図るため、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、同総合戦略に掲げる関係施策の調整等を行うことを目的として、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」が設置され、政府全体で取り組んでいるところ。

(2) 特に、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を改訂して以降、

- ① 平成23年における単年度5万k1の国産バイオ燃料生産目標の達成に向け、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等の地域利用モデル実証事業の実施、農林漁業バイオ燃料法の制定やバイオ燃料税制の創設
 - ② 平成22年におけるバイオマスタウン構想全国300地区の目標の達成に向け、地域バイオマス利活用交付金によるバイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、バイオマスタウンアドバイザーの育成等を通じたバイオマスタウン構築の加速化
 - ③ バイオマスアジアワークショップの開催等を通じたアジア等海外との連携
- 等「バイオマス・ニッポン総合戦略」に盛り込まれた目標達成のための各種施策を強力に推進しているところ。

2. バイオマス活用推進基本法の制定へ向けた動き

(1) 昨年4月より議員立法として検討が進められてきたバイオマス活用推進基本法案については、この4月に自民党、公明党の与党間の調整、更に野党との調整が終了し、4月30日に開催された（衆）農林水産委員会において委員長提案の上、全会一致で可決、更に5月8日の（衆）本会議において可決され、今国会中に成立する見込みとなっている。

(2) バイオマス活用推進基本法案は、

- ① バイオマス活用の基本理念を定め、政府として「バイオマス活用推進基本計画」を策定することとするとともに、
 - ② バイオマスの活用に必要なとされる基本的施策を盛り込み、その実現に向けて「バイオマス活用推進会議」や「バイオマス活用推進専門家会議」を設置すること
- 等を具体的内容としている。(別紙1)

3. 今後の対応

- (1) 今後バイオマス活用推進基本法の施行を受けて設置される「バイオマス活用推進会議」の事務局については、関係府省調整を経て、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」の事務局を務めている農林水産省が引き続き務めることとなっている。
- (2) バイオマス活用推進基本法施行後の「バイオマス活用推進基本計画」の策定へ向け、別紙2のスケジュールにより「バイオマス活用推進会議」、「バイオマス活用推進専門家会議」等を開催し、政府全体でバイオマスの活用を一層推進していくこととする。

バイオマス活用推進基本法案（概要）

一 目的

バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与すること。

二 基本理念

①バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進、②地球温暖化の防止に向けた推進、③循環型社会の形成に向けた推進、④産業の発展及び国際競争力の強化への寄与、⑤農山漁村の活性化等に資する推進、⑥バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用、⑦エネルギーの供給源の多様化、⑧地域の主体的な取組の促進、⑨社会的気運の醸成、⑩食料の安定供給の確保、⑪環境の保全への配慮

三 国の責務等

①国の責務、②地方公共団体の責務、③事業者の責務、④国民の責務、⑤連携の強化、⑥法制上の措置等

四 バイオマス活用推進基本計画の策定

- 1 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならないこと。
- 2 都道府県及び市町村は、バイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならないこと。

五 基本的施策

- 1 国は、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。
 - ①バイオマスの活用に必要な基盤整備、②バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等、③技術の研究開発及び普及、④人材の育成及び確保、⑤バイオマス製品等の利用の促進、⑥民間の団体等の自発的な活動の促進、⑦地方公共団体の活動の促進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨国の内外の情報の収集等、⑩国民の理解の増進
- 2 地方公共団体は、1 に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を実施するものとする。

六 バイオマス活用推進会議

- 1 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、有識者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、1 の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

バイオマス活用推進基本法案

目的

基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展及び国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

バイオマス推進基本基本計画の策定

国のバイオマス活用推進基本計画

都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画

法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

国の施策

- 必要な基盤の整備
- バイオマスを供給する事業の創出
- 技術の研究開発・普及
- 人材の育成・確保
- バイオマス製品の利用の促進
- 民間団体の自発的な活動の促進
- 地方公共団体の活動の促進
- 国際的な連携・国際協力の推進
- 情報の収集
- 国民の理解の増進

等のために必要な施策を講ずる。

地方公共団体の施策

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。



バイオマス活用推進会議

政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

及び の会議の設置及びその調整については、農林水産省に事務局を設置して行うものとする。

総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現

バイオマス活用推進基本法案関連スケジュール(案)

時 期		法律関係	基本計画関係	備 考
4月	中旬	与党PTにおいて条文案決定 (自)PTにおいて、与党条文案を了承 (民)NC閣議で条文案了承 〔自〕農林水産、政調審議会で条文案了承 (公)政調全体会議で条文案了承 (自)総務会、与党政策責任者会議で条文案了承		
	下旬	4/30(衆)農水委において委員長提案、採決		
5月	上旬	5/8 (衆)本会議において可決		
	中旬	→今国会中に法案成立、公布の見込み		
	下旬		法案成立後、周知	・バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議 開催 (5月最終週を目途) 議題:・バイオマス活用推進基本法の成立を踏まえた今後の対応について
6月	上旬	会期末(6/3)		
	中旬			
	下旬			・バイオマス・ニッポン総合戦略アドバイザー会議開催 議題:・バイオマス活用推進基本法の成立を踏まえた今後の対応について ・21年度補正予算におけるバイオマス関係予算について
7月	上旬	公布の日から起算して3月を経過した日に施行		
	中旬			
	下旬		・バイオマス活用推進会議準備会議 開催 関係行政機関:内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 事務局:農水省 議 題:・推進会議及び専門家会議の体制について ・基本計画の策定に向けた今後の取組について	
8月	上旬			
	中旬	法 施 行		
	下旬			
9月	上旬			
	中旬		・バイオマス活用推進会議 開催 ・バイオマス活用推進専門家会議 開催 議 題:基本計画の策定の検討	
	下旬			
10月	上旬			
	中旬		月1回程度開催(計5～6回開催)	
	下旬			
3月	上旬			
	中旬		基本計画の策定、閣議決定	
	下旬		基本計画の公表	

バイオマス活用の推進について

平成21年5月
農林水産省

目 次

	頁
1. バイオマスとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. バイオマスの特性・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 我が国のバイオマス賦存量・利用率・・・・・・・・	3
4. バイオマスの利活用例・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5. バイオマス・ニッポン総合戦略・・・・・・・・	5
6. 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて・・・・・・・・	6
7. 実証事業 バイオエタノール・・・・・・・・	7～10
8. 実証事業 バイオディーゼル燃料・・・・・・・・	11
9. 実証事業 ソフトセルロース・・・・・・・・	12
10. 農林漁業バイオ燃料法の概要・・・・・・・・	13
11. 平成20年度税制改正について・・・・・・・・	14
12. バイオマスタウンとは・・・・・・・・	15
13. 主な取組みの例・・・・・・・・	16
14. バイオマスタウン一覧・・・・・・・・	17
15. 東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業・・・・・・・・	18

バイオマスとは

- 動植物に由来する有機物である資源で化石資源を除いたもの。
- 太陽のエネルギーを使って動植物が産み出すものであり、生命と太陽がある限り、再生可能な資源。
- その利用により大気中の二酸化炭素を増加させない、カーボンニュートラルな資源。

○ バイオマスの種類



○ 『バイオマス』の語源

BIOMASS (バイオマス) = **BIO** (生物資源) + **MASS** (量)

1

バイオマスの特性

- 石油などの化石燃料を燃焼させると、大気中の CO_2 が増加し、地球温暖化を引き起こすとされている。バイオマスは、もともと大気中の CO_2 を植物が光合成によって固定されたもの。このため、バイオマスは植物の働きによって再生可能な資源であり、またその利用によって CO_2 が発生しても、実質的な大気中の CO_2 は増加しないというカーボンニュートラルという特性。

化石資源依存型の社会
～これまで～



地球温暖化進行・非循環型

バイオマス利用型の社会
～これから～



地球温暖化防止・持続的循環型

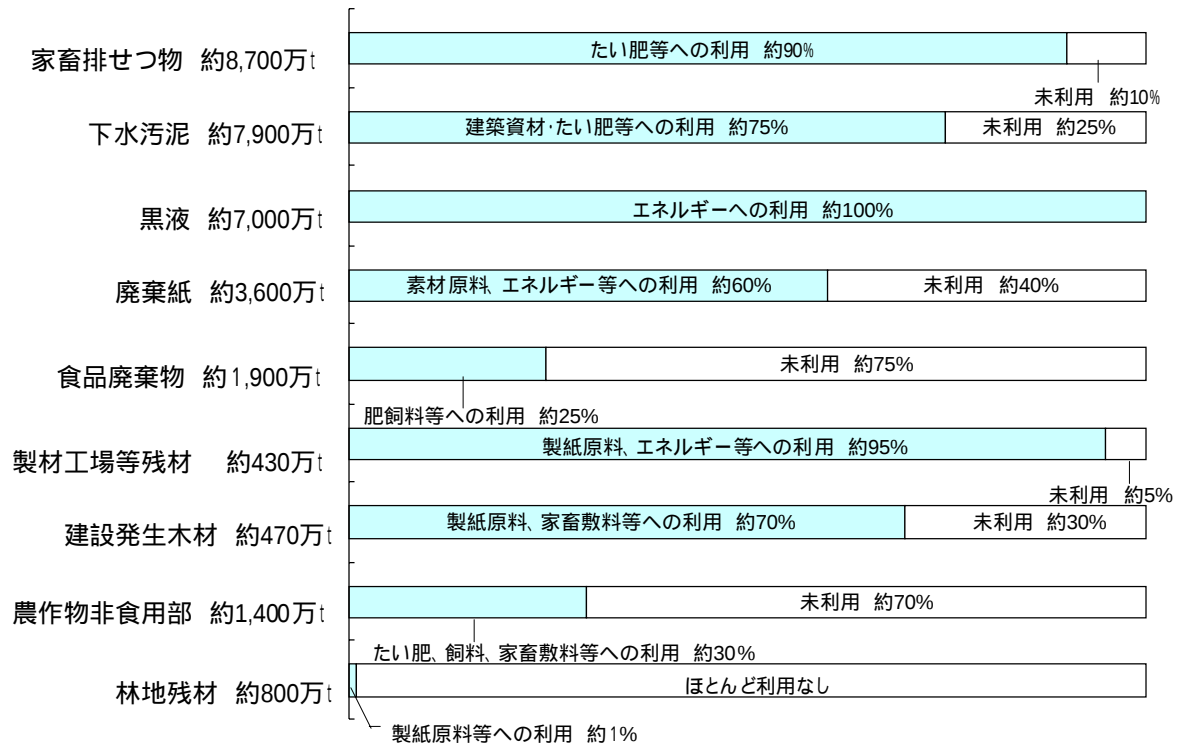
化石資源に代え、バイオマスを利用することで大気中の CO_2 の増加を抑制

2

我が国のバイオマス賦存量・利用率(2008年)

廃棄物系バイオマス

未利用
バイオマス



3

バイオマスの利活用例

バイオマスの利活用としては、
肥料、飼料、消臭炭、プラスチック、バイオ燃料などの製品としての利用
発電・熱利用などのエネルギーとしての利用
の2つの方法が存在する。

製品として

肥料



飼料



消臭炭



バイオマス プラスチック



エネルギーとして

バイオ燃料

バイオディーゼル燃料

バイオエタノール

木質ペレット



発電・熱利用



バイオガス化施設



バイオマスボイラー

4

バイオマス・ニッポン総合戦略

- 平成14年12月、政府は、バイオマスの利活用を政府一体となって総合的かつ計画的に進めるため、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定。(関係7府省)
- さらに平成18年3月には主に「バイオマスタウン構築の加速化」と「バイオ燃料の利用促進」の観点から総合戦略を見直した。

平成14年12月

バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定

地球温暖化の防止

バイオマスはカーボンニュートラルという特性。
化石資源を抑制し、地球温暖化防止に貢献。

循環型社会の形成

廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行。

戦略的産業の育成

バイオマスが新たにエネルギー、新素材等に向けられることにより、全く新しい産業と新たな雇用の創出が期待。
環境問題は世界的な課題であり、日本発の戦略的産業として将来的な発展も期待。

農山漁村の活性化

わが国は、温暖・多雨な気候であり、バイオマスが豊富。
バイオマスの利活用を推進することで、農業、農村社会の新たな可能性を拓く。

関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

平成18年3月

総合戦略を見直し新たに閣議決定

見直しのポイント

バイオ燃料の利用促進

国産バイオ燃料の利用促進

バイオマスタウン構築の加速化

目標：平成22年度までに300地区程度

アジア等海外との連携

バイオマス利活用の成果の海外への普及等

5

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて(関係7府省総理報告 平成19年2月)

- 国産バイオ燃料の利用を推進することは、食料・農業、環境、エネルギー問題の解決に加え、地域の雇用確保と所得の向上や、農地や国土の保全につながることで、などから非常に重要であり、国産バイオマスの利用が基本。
- 技術開発がなされれば2030年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能。

技術開発

技術開発の課題と生産可能量

収集・運搬コストの低減 …………… 山から木を安く下ろす、稲わらを効率よく集める機械等を開発

資源作物の開発 …………… エタノールを大量に生産できる作物を開発

エタノール変換効率の向上 …………… 稲わらや間伐材などからエタノールを大量に製造する技術を開発

原料と生産可能量

平成19年2月
30kl

2011年
5万kl

2030年頃
大幅な生産拡大
*農林水産省試算 600万kl

○糖質・でんぷん質
(規格外農産物、副産物)

○セルロース系
(稲わら、間伐材等)
○資源作物

バイオ燃料の利用率の向上

制度

欧米、ブラジルの制度を踏まえ、国内制度を検討

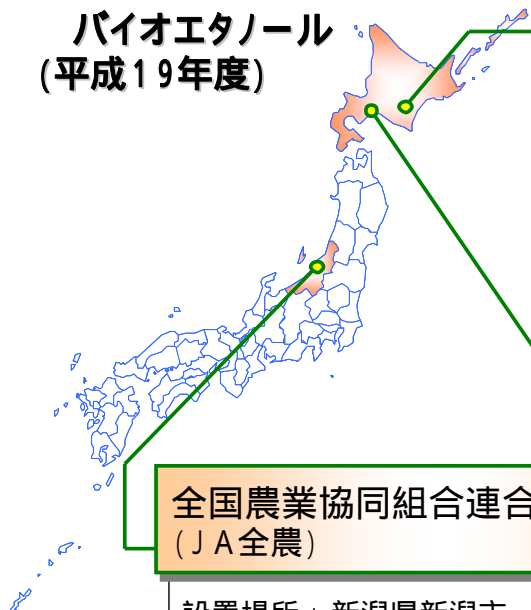
関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

6

バイオ燃料地域利用モデル実証事業

- 国産の輸送用バイオ燃料の利用推進に向け、データの取得や地域利用モデルの支援を目的として、平成19年度から大規模事業を含む実証事業を開始。

バイオエタノール (平成19年度)



北海道バイオエタノール株式会社 (ホクレン、JA道中央会 等)

設置場所：北海道上川郡清水町
(ホクレン清水製糖工場内)
施設能力：1.5万キロリットル/年
原 料：余剰てん菜、規格外小麦



オエノンホールディングス株式会社

設置場所：北海道苫小牧市
(合同酒精(株)苫小牧工場)
施設能力：1.5万キロリットル/年
原 料：非食用米



全国農業協同組合連合会 (JA全農)

設置場所：新潟県新潟市
(コープ chemicals 新潟工場内)
施設能力：0.1万キロリットル/年
原 料：非食用米



7

北海道バイオエタノール現場状況(09.1.10)



① 用水処理施設(08.11.30)



⑥ 糖化・発酵設備



⑦ 液化・事務所棟(08.11.30)



⑧ 蒸留・脱水棟
(08.11.30)



⑨ 原料受入棟、小麦サイロ



② 排水嫌気槽(08.11.30)



③ 液糖貯蔵タンク



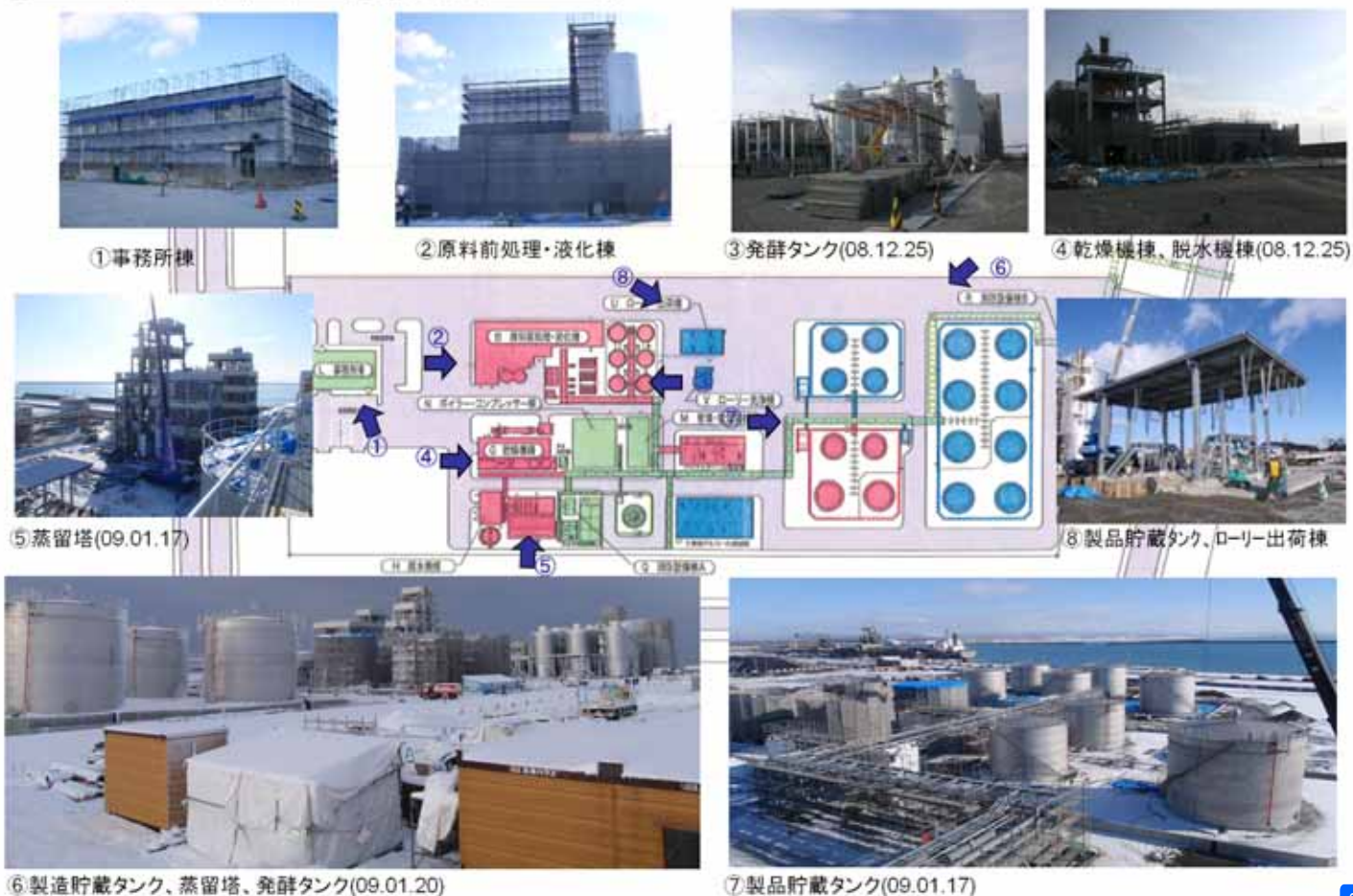
④ 製品タンク、発酵槽、蒸留・脱水棟、糖液貯蔵タンク



⑤ 糖液貯蔵タンク、排水嫌気処理前沈殿槽、蒸留・脱水棟、原料貯蔵サイロ

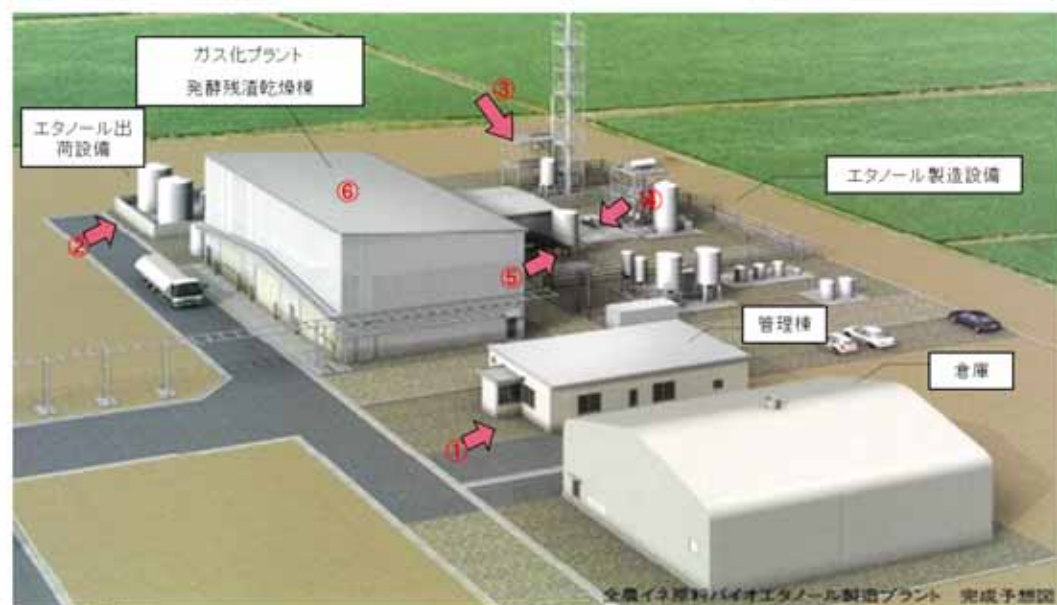
8

オエノンホールディングス現場状況(09.1.24)



9

JA全農(新潟)現場状況(09.01.08)



①倉庫(08.10.08)



②エタノール貯蔵タンク



③蒸留施設
(左側:蒸留塔、右側:もろみ塔)



④発酵槽



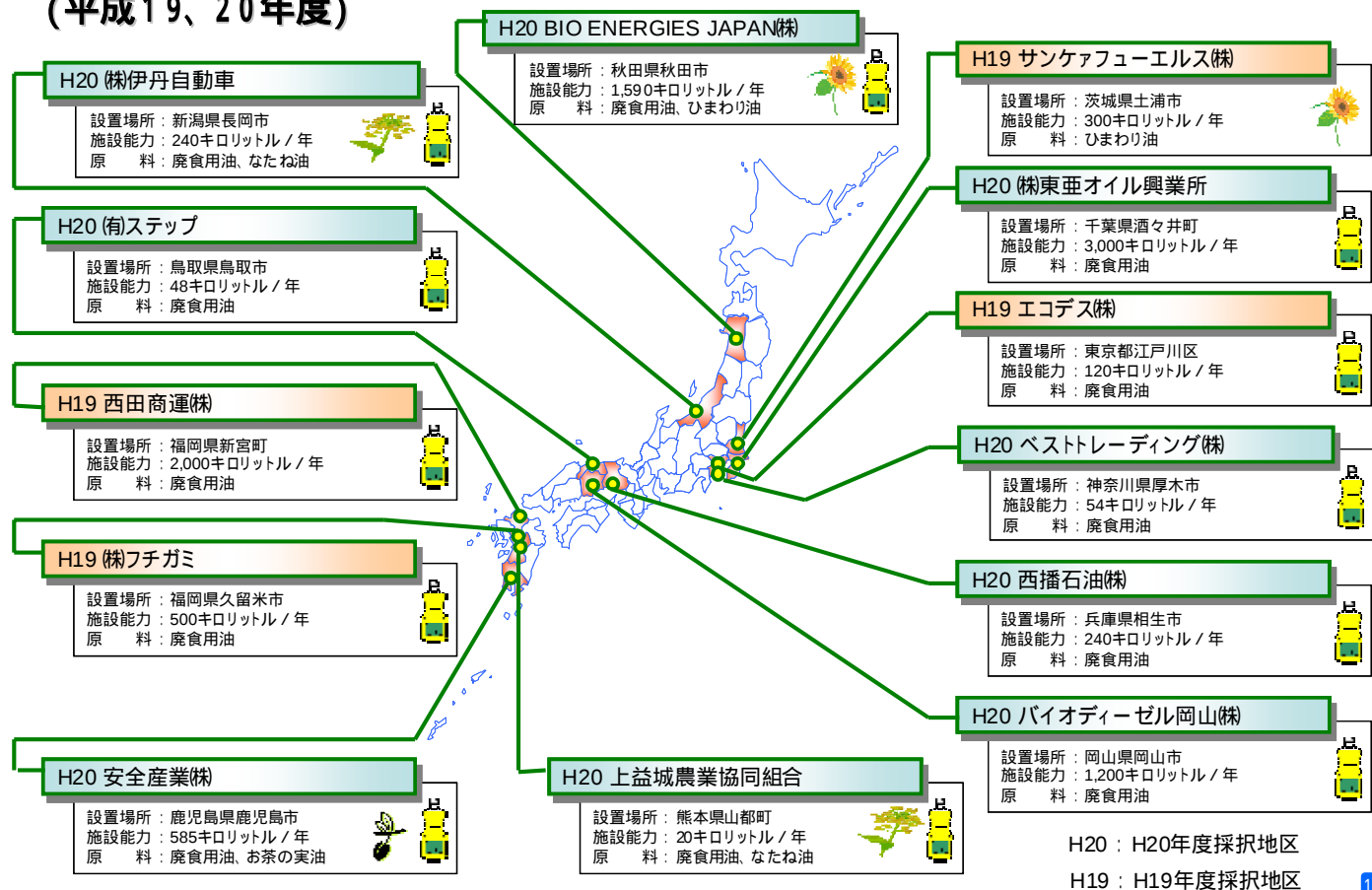
⑤糖化・液化槽



⑥ガス化プラント棟、分析室

10

バイオディーゼル燃料 (平成19、20年度)



11

ソフトセルロース利活用技術確立事業

- 稲わら等のソフトセルロース系原料の収集運搬やエタノール製造の効率化を図る技術の確立を目的として平成20年度から実施。

北海道ソフトセルロース利活用プロジェクト

実施主体：大成建設(株)、サッポロビール(株)
 プラント設置場所：北海道恵庭市
 (サッポロビール北海道工場内)
 施設規模：3.7L/日
 原料：稲わら、麦わら
 (北海道 南幌町及び長沼町)

兵庫県ソフトセルロース利活用プロジェクト

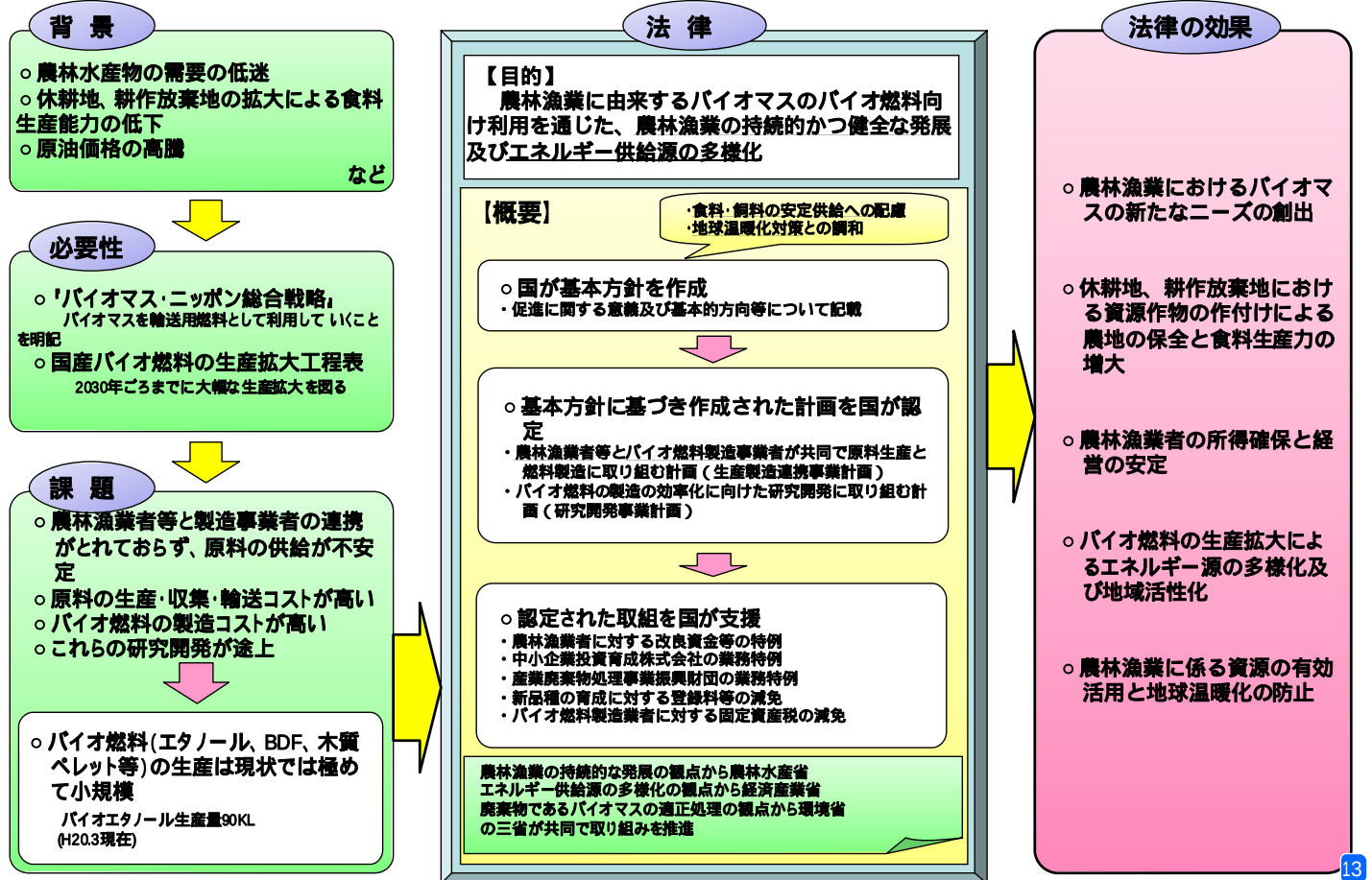
実施主体：三菱重工業(株)
 (財)ひょうご環境創造協会
 プラント設置場所：兵庫県明石市
 (三菱重工業(株)神戸造船所内)
 施設規模：16L/日
 原料：稲わら、麦わら
 (兵庫県加西市、稲美町ほか)

秋田県ソフトセルロース利活用モデル地区

実施主体：(社)秋田県農業公社、
 カワサキプラントシステムズ(株)
 プラント設置場所：秋田県潟上市
 (昭和工業団地内)
 施設規模：200L/日
 原料：稲わら、籾殻
 (秋田県南秋田郡大潟村)

12

農林漁業バイオ燃料法(平成20年法律第45号)の概要〔平成20年10月1日施行〕



バイオ燃料の大幅な生産・利用拡大に係る平成20年度税制改正について

バイオ燃料の利用促進を図るため、以下の税制措置を創設

- バイオ燃料製造設備に係る**固定資産税の軽減措置**
- バイオエタノール混合ガソリンに係る**ガソリン税の軽減措置**

バイオ燃料製造設備に係る税制

固定資産税

- 措置事項: バイオ燃料製造設備に係る固定資産税を軽減(特例率1/2、特例期間3年間)
- 対象設備: バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオガス、木質ペレットの各製造設備

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく「認定生産製造連携事業計画」に従って新設する対象設備に対して措置。

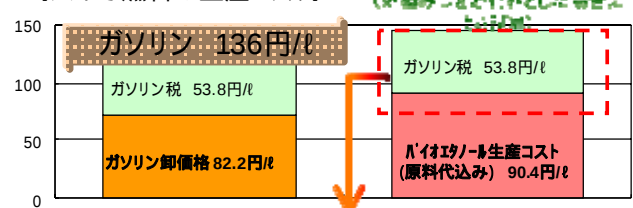
バイオ燃料そのものに係る税制

ガソリン税(揮発油税、地方道路税)

- 措置事項: バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税を軽減(53.8円/ℓの免税)

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正法による揮発油特定加工業者の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施。

【バイオ燃料の生産コスト】



バイオエタノールを3%混合したガソリンの場合、

1ℓ当たり $53.8円/ℓ \times 0.03 = 1.6円$ が免税

ガソリン税53.8円/ℓ = 揮発油税48.6円/ℓ + 地方道路税5.2円/ℓ、ガソリンについては2008年4月-6月の平均卸価格(出典: 石油情報センター)

あなたの街をバイオマスタウンに

○ バイオマスタウンとは

地域の関係者の幅広い連携の下、バイオマスを総合的に利活用している地域。バイオマスニッポン総合戦略に基づき「平成22年度に300地区」の目標達成に向け強力に推進している。

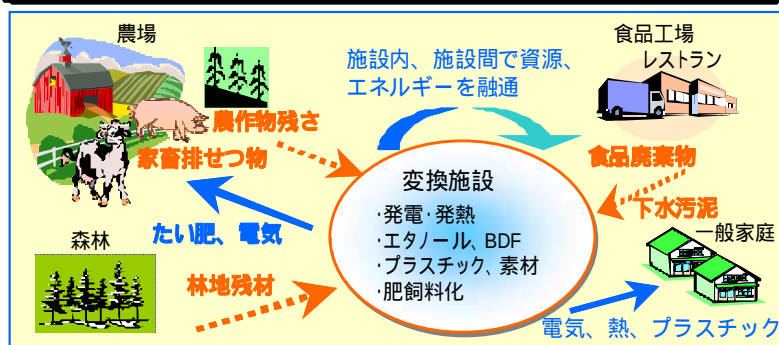
地域の状況の把握

- バイオマスの種類は地域ごとにさまざま
家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、間伐材、水産加工残さ
- バイオマスの利用方法もさまざま
製品：たい肥、プラスチック [バイオエタノール、エネルギー：ガス、電気 [バイオディーゼル燃料]
- 施策ニーズもさまざま
温暖化対策を進めたい、エネルギーの地産地消を進めたい、地元企業による活性化を進めたい...

検討事項

- ・関係者の協力体制
- ・地域の需要に対応した、様々なバイオマスの総合的な利用方法
- ・効率的な収集・輸送、変換、利用のシステム
- ・無理のない運営

バイオマスタウンの構築



これまでの実績

16年度: 13地区
17年度: 44地区
18年度: 90地区
19年度: 136地区
20年度: 196地区
(197市町村)
21年度: 208地区
(209市町村)
(21年4月末現在)

バイオマスタウン
平成22年度
300地区を目標

43

主な取り組みの例

新潟県佐渡市

地域資源の活用による「人とトキが共に生きる島づくり」

環境に優しく活力ある島づくりを目指し、木質バイオマス・廃食用油の利活用に取り組む。「島内の地域資源の活用で島内エネルギーを賄う島」が目標。



提供: 佐渡とき保護センター

兵庫県加西市

地域循環のシンボル「菜の花列車」の走るまち

BDF鉄道・公用車をきっかけに、全市でのバイオマス利用等環境配慮型の健康で持続可能なライフスタイルの実現に向けた取り組み。



岡山県真庭市

バイオマスタウンツアー発祥の地

木質バイオマス利活用施設等をめぐる「産業観光ツアー」により、都市・農村交流と地域の循環型産業の活性化を図ることでバイオマス産業振興を実現。



沖縄県伊江村

農業を核とするバイオエタノールアイランド

地域資源を活用した「土づくり」による足腰の強い農業の実現と、バイオエタノール生産・利用等地域のバイオマス資源を有機的に循環させる取り組み。



大分県日田市

日本随一バイオマス資源の百貨店

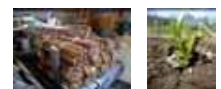
市域の豊富なバイオマス資源を原料に、ガス化・木材チップ、飼料・堆肥化等、様々な利活用を实践する日本随一の取り組み。



北海道下川町

森林と共生する低炭素社会の最先端

木質チップ・ペレット利用の経済的自立を実現するとともに、早生ヤナギの燃料化にも挑戦するなど、木質バイオマスリファイナリーを実現。



秋田県小坂町

3R拠点の町が取り組むバイオマスの有効活用

鉱山・精錬業・リサイクル産業の拠点が、3Rの実績・経験を基に、菜の花プロジェクト等、地域に適した規模で資源循環の構築に取り組む。



栃木県茂木町

「美土里」堆肥と農産物の地産地消

山林の落葉や農業由来の有機資源等を原料とする「美土里」堆肥で農産物を生産。地域ブランド化を成功させ、地産地消も実現。



岐阜県白川町

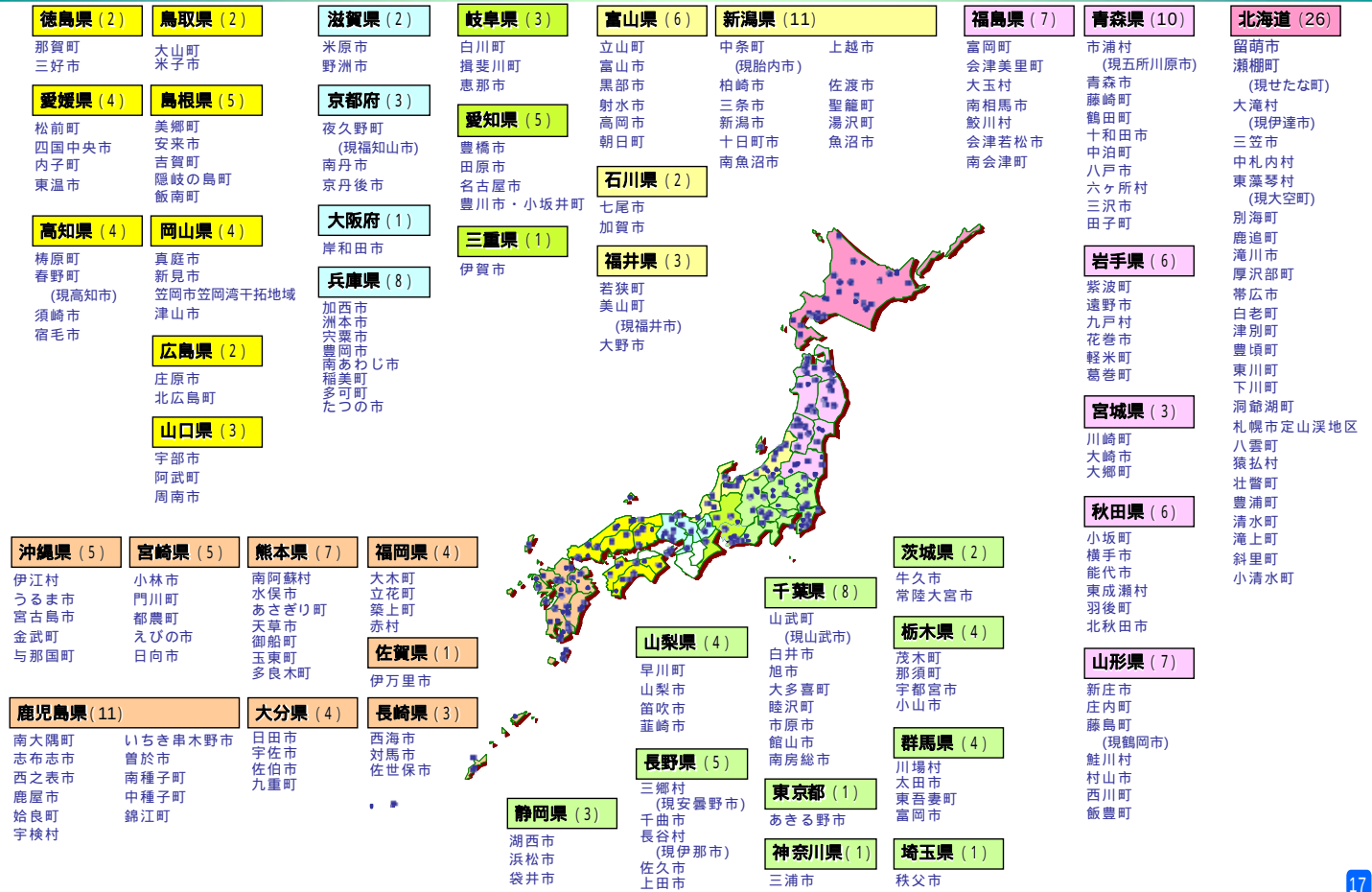
森林・エネルギーの地域循環を目指して

「東濃ひのき製品流通協同組合」が中心となり、製材所の端材・木くずをエネルギーとして有効利用。地域のエネルギー循環と、基幹産業である林業の活性化を実現。



16

バイオマスタウン構想を公表した209市町村 (平成21年4月末現在)



東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業 (農林水産省) 平成20年度～22年度

背景・目的

<我が国のバイオマスタウンの取組>

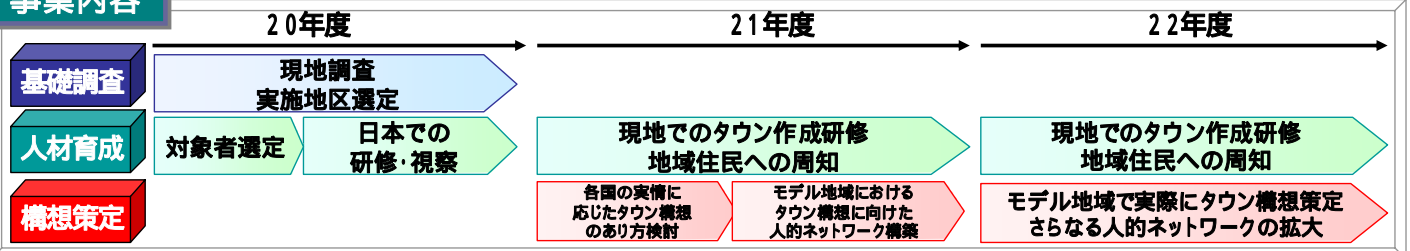
- 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、
- 地域の様々なバイオマスを総合的に活用する「バイオマスタウン」構築を推進
- アジア地域のバイオマス利活用に関する事例調査・情報交換・手引書作成等を実施

<バイオマスの持続的な利活用に対する国際的な要請>

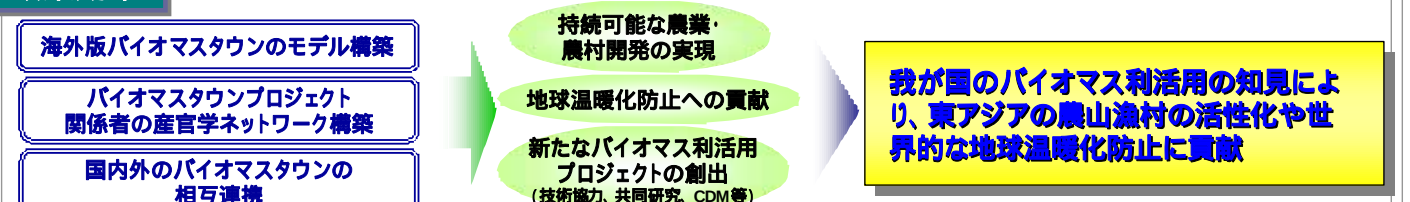
- 地球温暖化や原油高騰等を背景としたバイオマスへの高い注目
- 東アジアは、バイオマスが大量に賦存する一方で、有効活用されておらず、総合的・効率的に利活用する取組への支援が必要
- FAOハイレベル会合、洞爺湖サミット等を踏まえた、食料価格高騰や環境・気候変動問題に対する途上国への支援が必要

日本発の「バイオマスタウン」の取組を発信し、
食料供給と競合しない持続的バイオマス利活用システムを
東アジアへ普及

事業内容



政策効果



バイオマス活用推進基本法案

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 バイオマス活用推進基本計画等（第二十条・第二十一条）

第三章 基本的施策

第一節 国の施策（第二十二条―第三十一条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十二条）

第四章 バイオマス活用推進会議（第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定め

ること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。

2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料（バイオマスを製品の原材料の原材料その他の間接の原材料として利用する場合における間接の原材料を含む。以下同じ。）として利用すること（農林水産物を食品の原材料として利用することその他の農林水産物を本来の用途に利用することを除く。）又はエネルギー源として利用することをいう。

(総合的、一体的かつ効果的な推進)

第三条 バイオマスの活用の推進は、太陽、大地、海等の自然の恩恵によってもたらされる資源をはじめとする枯渇することのない資源の活用を図ることが化石資源の乏しい我が国にとって経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であることにかんがみ、バイオマスを製品の原材料及びエネルギー源として

最大限に利用することができるよう、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならない。

（地球温暖化の防止に向けた推進）

第四条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの積極的な利用により温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、人類共通の課題である地球温暖化の防止に資することを旨として行われなければならない。

（循環型社会の形成に向けた推進）

第五条 バイオマスの活用の推進は、廃棄物、副産物等であるバイオマスの利用を促進することにより、廃棄物の発生が抑制され、限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進することを旨として行われなければならない。

（産業の発展及び国際競争力の強化への寄与）

第六条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用による新たな事業の創出及び就業の機会の増大並びにバイオマスの活用に係る技術の研究開発及びその成果の普及等が図られることにより、産業の発展及び国際競争力の強化に寄与することを旨として行われなければならない。

（農山漁村の活性化等に資する推進）

第七条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであることにかんがみ、農林水産業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化が図られ、これにより我が国の農林水産物の供給能力の維持向上及び農林水産業の多面的な機能の持続的な発揮に資することを旨として行われなければならない。

（バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用）

第八条 バイオマスの活用の推進は、まずバイオマスが製品の原材料として利用され、最終的にエネルギー源として利用されるなど、バイオマスの種類ごとの特性に応じて最大限に利用されることを旨として行われなければならない。

（エネルギーの供給源の多様化）

第九条 バイオマスの活用の推進は、エネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、バイオマスをエネルギー源として利用することを促進し、エネルギー資源の乏しい我が国におけるエネルギーの供給源の多様化が図られるよ

う行われなければならない。

（地域の主体的な取組の促進）

第十条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスが小規模に散在し、バイオマスの分布状況をはじめとする自然的・経済的・社会的諸条件が地域ごとに異なることにかんがみ、各地域による創意工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう行われなければならない。

（社会的気運の醸成）

第十一条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用が国民の生活に密接に関わっているものであり、国民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることにかんがみ、バイオマスの利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならない。

（食料の安定供給の確保）

第十二条 バイオマスの活用の推進は、食料が人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう行われなければならない。

（環境の保全への配慮）

第十二条 バイオマスの活用 of 推進は、生活環境の保全、生物の多様性の確保その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第十四条 国は、第二条から前条までに定めるバイオマスの活用 of 推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、バイオマスの活用 of 推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、バイオマスの活用 of 推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にバイオマスの活用 of 推進に

努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十七条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第十八条 国は、国、地方公共団体、事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、バイオマスの活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

(バイオマス活用推進基本計画の策定等)

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等)

第二十一条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画（都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画）を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう

努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(バイオマスの活用に必要な基盤の整備)

第二十二條 国は、バイオマスの活用の推進を効果的かつ効率的に行うため、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムを構築することができるよう、各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備その他の必要な基盤の一体的な整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等)

第二十三條 国は、バイオマス又はバイオマス製品等（バイオマスを製品の原材料として利用した製品又は

エネルギー源として利用したエネルギーをいう。以下同じ。）を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

（技術の研究開発及び普及）

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第二十五条 国は、バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（バイオマス製品等の利用の促進）

第二十六条 国は、バイオマス製品等の適切な利用の促進に資するため、自らの事務及び事業に関し、バイオマス製品等の利用を推進するとともに、バイオマス製品等に関し、利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要の開拓、流通及び販売その他事業活動の円滑化、品質及び安全性の確保並びに製造等に係る経費の低減のための措置、バイオマスの活用により発電した電力の利用の促進のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体等の自発的な活動の促進）

第二十七条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の活動の促進）

第二十八条 国は、地方公共団体による地域に存するバイオマスを地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用するための仕組みの構築を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を生かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、情報の提供その他の必要な施策を講ず

るものとする。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

第二十九条 国は、バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（国の内外の情報の収集等）

第三十条 国は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うことができるよう、バイオマスの活用の状況の的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第三十一条 国は、国民が広くバイオマスの活用に関する理解と関心を深めることによりバイオマスの活用が促進されるよう、バイオマスの活用に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及

その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第四章 バイオマス活用推進会議

第三十三条 政府は、関係行政機関（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によつて構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

バイオマスの活用 of 推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用 of 推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用 of 推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。